



2021年5月7日

各 位

上場会社名 カネソウ株式会社
代表者 代表取締役社長 近藤 健治
(コード番号 5979)
問合せ先責任者 専務取締役 南川 智之
(TEL 059-377-4747)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の当社第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第5章第32条（剰余金の配当等の決定機関）及び第5章第33条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。これに伴い、現行定款第5章第32条（剰余金の配当の基準日）及び第5章第33条（中間配当）は新設定款に変更するため、削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 計算 第31条 (事業年度) (条文省略)	第5章 計算 第31条 (事業年度) (現行どおり)
(新設)	<u>第32条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第32条 (剰余金の配当の基準日)</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>第33条 (中間配当)</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第34条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p><u>第33条 (剰余金の配当基準日)</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第34条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日(金曜日)
定款変更の効力発生日 2021年6月25日(金曜日)

以 上